

朝日新聞 2018年9月13日朝刊

## 上司に大声理由 「解雇無効」判決

大阪地裁

上司に対する言動を理由とした解雇は無効だとし、パナソニックの子会社（大阪府門真市）に勤めていた男性（53）が従業員としての地位確認などを求めた訴訟の判決が12日、大阪地裁であった。大森直哉裁判長は解雇を無効とし、未払い賃金の支払いを命じた。会社側は控訴する方針。

判決などによると、男性は労働組合活動をめぐり社長らから暴言を受けて適応障害を発症、休職を繰り返した。その後、上司に脅迫されたと職場で大声を上げ、警察に通報したことが「職場の秩序を乱した」として2013年に解雇された。判決は「合理的な解雇理由とはいえない」と判断した。

## 「パナ子会社。パワハラ」

解雇された男性 賠償提訴

パワハラを受けたのに会社が適切な対応を取らなかったとして、パナソニックの子会社「パナソニックアドバンステクノロジ」（大阪府門真市）を解雇された男性（53）が11日、同社に約1400万円の損害賠償を求め、大阪地裁に提訴した。当時の社長に「殺すぞ」などの暴言

毎日新聞 2018年9月12日朝刊

を訴えた。訴状によると、男性は2007年3月、組合活動を巡り、男性社長（当時）に「しばき倒すぞ」「我が社にいるだけで恥や」などの暴言を受けた。他の幹部4人も同席し、社長室で約1時間にわたって叱責されたという。

る。

訴状によると、男性は2007年3月、組合活動を巡り、男性社長（当時）に「しばき倒すぞ」「我が社にいるだけで恥や」などの暴言を受けた。他の幹部4人も同席し、社長室で約1時間にわたって叱責されたという。

男性は不眠などの適応障害を発症。休職を繰り返し、13年12月に解雇された。

男性側は、希望しない配置転換をするなどして会社が体調に配慮する義務を怠り、症状が悪化したと主張。記者会見した男性は「従業員を大事にする会社に戻ってほしい」と訴えた。

同社は「何も申し上げられない」とコメントした。男性は、解雇の無効や労災認定を求める訴訟も起こしている。【戸上文恵】

# パナ子会社 「解雇は無効」

## 大阪地裁判決

パナソニックの子会社に勤務していた元社員の男性(53)が、「職場の秩序を乱した」などの理由で解雇さ

れたのは不当だとして、地位確認などを求めた訴訟の判決で、大阪地裁(大森直哉裁判長)は12日、解雇を無効とし、会社に未払い賃金の支払いを命じた。子会社はソフトウェア開発会社「パナソニックアド

バンストテクノロジー」(大阪府門真市)。

判決によると、男性は2007年3月、仕事中に労働組合活動をしたことに関し、当時の社長らから「殺すぞ」「人間力ゼロ」などと暴言を受け、適応障害を発症した。休職を繰り返しながら仕事を続けたが、「上司を中傷する言動があった」などとして13年12月に解雇された。

「言動は適応障害が原因」とする男性側に対し、会社側は「正当な理由」と主張したが、大森裁判長は「非難される言動だが、解雇する十分な理由とは言えない」と判断した。

# パナ子会社の元社員 大阪地裁「解雇無効」

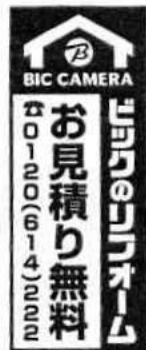
パナソニック子会社元社員の男性(53)が、職場での言動を理由に解雇されたのは違法として、社員としての地位確認などを求めた訴訟の判決が12日、大阪地裁であった。大森直哉裁判長は解雇は無効と認定。同社に対し、解雇して以降未払いとなっている賃金を支払うよう命じた。

判決によると、男性は「パナソニックアドバンストテクノロジー」(大阪府門真市)でソフトウェアの設計や開発を担当。平成19年、労働組合活動をめぐって当時の社長から暴言を浴びせられ、21年に退職した。復職と休職を繰り返し

た後、言動によって職場の秩序を乱したなどとして、25年12月に解雇された。

大森裁判長は判決理由で、男性の言動で「会社の業務に一定の支障が生じたことは否定できない」としながらも「その影響は限定的」と指摘。「解雇するまでの合理的な理由があったとはいえない」とした。男性は、業務によって精神疾

患を発症したとして労災認定を求めて国を提訴し、1審で敗訴したが、控訴審が



行われている。

同社は「主張が認められず極めて遺憾。検討した上で、控訴する方針」とのコメントを出した。

# パナ子会社 解雇無効

## 大阪地裁判決 給与支払いも

パナソニックの子会社「パナソニックアドバンストテクノロジ」(大阪府門真市)を解雇された男性(53)が従業員としての地位

合理的な理由はない」と指摘した。

会社側は男性について「大声を出すなど職場の秩序を乱した」と主張。これに対し、大森裁判長は「言動による業務への影響は限定的」と述べ、解雇の合理性を認めなかつた。

判決によると、男性は2007年3月、組合活動を巡り、当時の社長に「殺すぞ」などの暴言を受けた。その後、休職を繰り返すようになり、13年12月に解雇された。

同社は「主張が認められず、極めて遺憾」として、控訴する方針。男性は今日11日、パワハラを受けたのに会社が適切な対応を取らなかったとして、同社に約1400万円の損害賠償を求める訴訟も大阪地裁に起こしている。

【戸上文恵】と結論付けた。判決によると、男性は1988年に前身企業に入社し、ソフトウェアの設計業務を担当。2007年、当時の社長から労働組合での活動について「しばき倒すぞ」などと暴言を浴びせられ、体調を崩して09年に休職した。復職と休職を繰り返して、13年12月に解雇された。

# パナソニック系解雇「無効」

## 大阪地裁、賃金支払い命令

パナソニックの子会社「パナソニックアドバンストテクノロジ」(大阪府門真市)の元社員の男性(53)が、上司のパワハラが原因で休職し復職後に解雇されたのは不当とし、地位確認などを

求めた訴訟の判決で大阪地裁(大森直哉裁判長)は12日、解雇を無効と認め、未払い賃金約190万円の支払いを命じた。同社は控訴する方針。

同社は解雇理由について「客観的に合理性はない」として、男性の言動が職場の秩序を乱したなどと主張したが、大森裁判長は判決理由で「業務に一定の支障が生じたことは否定できないが、重大とまではいえない」と指摘。その上で「解雇理由として

男性は今日11日、復職後の同社の対応に問題があったとして、新たに約1450万円の損害賠償を求める訴訟も大阪地裁に起こしている。同社は「主張が認められず遺憾。判決文をよく検討した上で、控訴する」とコメントした。